



# 宮 崎 県 公 報

令和7年9月8日(月曜日) 第644号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

### 告 示

- 保安林の指定予定(4件)……………(自然環境課) 1
- 公有水面埋立ての出願の要領……………(漁業管理課) 2
- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始……………( “ ” ) 2

### 公 告

頁

- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可……………(農村整備課) 3
- 県営土地改良事業計画の策定……………( “ ” ) 3
- 病院局企業管理規程**
- 県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程…………… 3
- 公安委員会規則**
- 特定自動運行の許可等に関する取扱規則…………… 6
- 遠隔操作型小型車の届出等に関する取扱規則……………18

## 告 示

### 宮崎県告示第 568号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年9月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町榎原字橋之谷5213から5215まで、5217
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 569号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年9月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町榎原字猿ヶ内乙1127
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 570号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年9月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町瀧上字池之上3841-1、3852-2、3852-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 571号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年9月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字不土野字古枝尾1234-1、1234-2、1240

2 指定の目的 土砂の流出の防備  
 3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
 字古枝尾1240（次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 572号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。  
 なお、関係書類は、令和7年9月8日から3週間、宮崎県農政水産部水産局漁業管理課及び北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

令和7年9月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 出願の日  
 令和7年8月21日  
 2 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所  
 宮崎県  
 宮崎県知事 河野俊嗣  
 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号

3 埋立区域

- (1) 位置  
 宮崎県延岡市島浦町54番10、54番9の地先公有水面  
 (2) 区域  
 別表1の①の地点から③の地点までを順次結んだ線及び③の地点と⑦の地点までを順次に結ぶ昭和49年9月1日付け宮崎県シレイ第 283- 358号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線、①の地点と⑦の地点を結ぶ平成18年4月20日付け宮崎県シレイ第 26750- 484号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線により囲まれた区域

- (3) 面積  
 1,457.68㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置  
 宮崎県延岡市島浦町54番7、54番10、54番9、54番8の地内並びに54番10、54番9の地先公有水面  
 (2) 区域  
 別表2の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とルの地点を結んだ線により囲まれた区域  
 (3) 面積  
 19,976.64㎡

5 埋立地の用途

漁港施設用地

別表1

地点	地点の位置		
①の地点	国土地理院二等三角点島野浦（北緯32度39分54秒7166、東経 131度49分17秒0427）から 290度56分40秒 1100.67mの地点		
②の地点	①の地点から	63度04分06秒	127.87mの地点
③の地点	②の地点から	328度10分45秒	12.65mの地点
④の地点	③の地点から	243度04分07秒	66.23mの地点
⑤の地点	④の地点から	244度43分53秒	19.06mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	225度16分33秒	17.92mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	250度25分13秒	18.35mの地点

別表2

地点	地点の位置		
イの地点	国土地理院二等三角点島野浦（北緯32度39分54秒7166、東経 131度49分17秒0427）から 290度26分28秒 1135.60mの地点		
ロの地点	イの地点から	153度04分07秒	127.17mの地点
ハの地点	ロの地点から	63度04分07秒	117.77mの地点
ニの地点	ハの地点から	26度24分46秒	58.76mの地点
ホの地点	ニの地点から	328度10分45秒	95.31mの地点
ヘの地点	ホの地点から	241度19分42秒	93.20mの地点
トの地点	ヘの地点から	219度07分38秒	9.42mの地点
チの地点	トの地点から	233度42分59秒	9.99mの地点
リの地点	チの地点から	254度06分27秒	9.25mの地点
ヌの地点	リの地点から	261度49分15秒	5.78mの地点
ルの地点	ヌの地点から	275度58分33秒	26.96mの地点

宮崎県告示第 573号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和7年9月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町下鹿川字片内申 121番地先から同市同町下鹿川同字申 106番 1 地先まで	旧	5.9～13.6	100.2
				新	8.7～14.6	100.2

宮崎県告示第 574号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和7年9月8日から同年同月22日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
9	県道	宮崎西環状線	宮崎市古城町和田内9番地先から同市同町加奈江1430番地先まで	令和7年9月8日

## 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、日之影土地改良区(日之影町)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

令和7年9月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により三股中央左岸地区県営土地改良事業(三股町、経営体育成基盤整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年9月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
令和7年9月8日から令和7年10月8日まで
- 縦覧場所  
三股町役場農業振興課内
- その他  
この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。  
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

## 病院局企業管理規程

県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和7年9月8日

宮崎県病院局長 吉村久人

### 宮崎県病院局企業管理規程第6号

#### 県立病院料金等規程の一部を改正する企業管理規程

県立病院料金等規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
	区分	単位	金額	備考		区分	単位	金額	備考
1 病室 使用料	県立宮崎病院 特別室A(個室)	1人1日につき		[略]	1 病室 使用料	県立宮崎病院 特別室A(個室)	1人1日につき		[略]
		分娩(ぶんべん)等のため に入院する者 その他の者	<u>16,182円</u>				分娩(ぶんべん)等のため に入院する者 その他の者	<u>18,546円</u>	
	特別室B(同)	1人1日につき				特別室B(同)	1人1日につき		
		分娩(ぶんべん)等のため に入院	<u>17,800円</u>				分娩(ぶんべん)等のため に入院	<u>20,400円</u>	
		分娩(ぶんべん)等のため に入院	<u>5,364円</u>				分娩(ぶんべん)等のため に入院	<u>6,273円</u>	

		する者 その他 の者	<u>5,900円</u>					する者 その他 の者	<u>6,900円</u>	
		特別室C (同)	1人1日につき 分娩 (ぶんべん) 等のため に入院する者 その他 の者	<u>5,091円</u>  <u>5,600円</u>				特別室C (同)	1人1日につき 分娩 (ぶんべん) 等のため に入院する者 その他 の者	<u>6,000円</u>  <u>6,600円</u>
		特別室D (同)	1人1日につき 分娩 (ぶんべん) 等のため に入院する者 その他 の者	<u>3,728円</u>  <u>4,100円</u>				特別室D (同)	1人1日につき 分娩 (ぶんべん) 等のため に入院する者 その他 の者	<u>4,455円</u>  <u>4,900円</u>
	県立延岡病院	特別室E (個室)	1人1日につき 分娩 (ぶんべん) 等のため に入院する者 その他 の者	<u>11,000円</u>  <u>12,100円</u>			県立延岡病院	特別室E (個室)	1人1日につき 分娩 (ぶんべん) 等のため に入院する者 その他 の者	<u>9,455円</u>  <u>10,400円</u>
		特別室F (同)	1人1日につき 分娩 (ぶんべん) 等のため に入院する者 その他 の者	<u>5,000円</u>  <u>5,500円</u>				特別室F (同)	1人1日につき 分娩 (ぶんべん) 等のため に入院する者 その他 の者	<u>6,273円</u>  <u>6,900円</u>
		特別室G (2人室)	1人1日につき 分娩 (ぶんべん) 等のため に入院する者 その他 の者	<u>1,300円</u>  <u>1,430円</u>				特別室G (2人室)	1人1日につき 分娩 (ぶんべん) 等のため に入院する者 その他 の者	<u>1,910円</u>  <u>2,100円</u>
	県	特別室H (	1人1日				県	特別室H (	1人1日	

立 日 南 病 院	個室)	につき 分娩 ( 12,000円 ぶんべ ん) 等 のため に入院 する者 その他 の者	13,200円		立 日 南 病 院	個室)	につき 分娩 ( 13,819円 ぶんべ ん) 等 のため に入院 する者 その他 の者	15,200円	
	特別室 I ( 同)	1人1日 につき 分娩 ( 5,600円 ぶんべ ん) 等 のため に入院 する者 その他 の者	6,160円			特別室 I ( 同)	1人1日 につき 分娩 ( 6,546円 ぶんべ ん) 等 のため に入院 する者 その他 の者	7,200円	
	特別室 J ( 同)	1人1日 につき 分娩 ( 5,000円 ぶんべ ん) 等 のため に入院 する者 その他 の者	5,500円			特別室 J ( 同)	1人1日 につき 分娩 ( 5,910円 ぶんべ ん) 等 のため に入院 する者 その他 の者	6,500円	
	特別室 K ( 同)	1人1日 につき 分娩 ( 2,840円 ぶんべ ん) 等 のため に入院 する者 その他 の者	3,124円			特別室 K ( 同)	1人1日 につき 分娩 ( 3,455円 ぶんべ ん) 等 のため に入院 する者 その他 の者	3,800円	
[略]					[略]				
5 分娩時硬膜外麻酔管理料		1児につ き	[略]	[略]	5 分娩時硬膜外麻酔管理料		1回につ き	[略]	[略]
[略]					[略]				

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 病院局長が特に必要があると認める病室に係る病室使用料の額については、病院局長が別に定める間は、この規程による改正後の県立病院料金等規程別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

特定自動運行の許可等に関する取扱規則をここに公布する。

令和7年9月8日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

宮崎県公安委員会規則第9号

特定自動運行の許可等に関する取扱規則

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）の規定に基づき、宮崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う特定自動運行の許可に関する手続その他必要な事項を定めるものとする。

（許可に関する意見聴取）

第2条 法第75条の13第2項の規定による意見の聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）（別記様式第1号）に、特定自動運行許可申請書（府令別記様式第5の9。以下「許可申請書」という。）の写しその他必要な書類を添えて行うものとする。

2 府令第9条の22の規定による意見の聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）（別記様式第2号）に許可申請書の写しその他必要な書類を添えて行うものとする。

（変更許可に関する意見聴取）

第3条 法第75条の16第2項の規定により準用する同法第75条の13第2項の規定による意見の聴取は、特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書（甲）（別記様式第3号）に特定自動運行計画変更許可申請書（府令別記様式第5の10。以下「変更許可申請書」という。）の写しその他必要な書類を添えて行うものとする。

2 府令第9条の23第2項の規定により準用する同府令第9条の22の規定による意見の聴取は、特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書（乙）（別記様式第4号）に変更許可申請書その他必要な書類を添えて行うものとする。

（報告又は資料の提出要求）

第4条 法第75条の25第1項の規定による必要な報告又は資料の提出要求は、報告等要求書（別記様式第5号）により行うものとする。

（指示）

第5条 法第75条の26第1項の規定による指示は、特定自動運行に関する指示書（別記様式第6号）により行うものとする。

（行政処分に関する意見の聴取）

第6条 法第75条の26第2項の規定による指示及び法第75条の27第2項の規定による許可の取消し又は効力の停止に係る意見の聴取は、当該事業を監督する行政庁に対し、特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書（別記様式第7号）により行うものとする。

（許可証の返納）

第7条 府令第9条の38第1項及び第3項の規定による許可証の返納は、許可証返納届出書（別記様式第8号）により行うものとする。

（公示の方法）

第8条 公示の方法は、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める様式により行うものとする。

- （1）法第75条の17の規定による許可又は許可事項の変更許可に係る場合 特定自動運行許可票（別記様式第9号）
- （2）法第75条の27第3項の規定による許可の取消しに係る場合 特定自動運行に係る取消処分票（別記様式第10号）
- （3）府令第9条の38第4項の規定による許可証の返納に係る場合 特定自動運行許可証返納票（別記様式第11号）

（本部長への委任）

第9条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

第 号  
年 月 日

特定自動運行の許可に関する意見聴取書 (甲)

殿

宮崎県公安委員会 印

年 月 日、別添 1 (特定自動運行許可申請書の写し) のとおり、道路交通法第 75 条の 12 第 1 項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、同法第 75 条の 13 第 2 項の規定により、別添 の書類を添えて意見を聴取します。  
つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

- (1) 特定自動運行用自動車は自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。
- (2) 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。
- (3) 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

取扱者の氏名及び連絡先

備考 不要な文字は、削除すること。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

第 号 年 月 日	
特定自動運行の許可に関する意見聴取書 (乙)	
殿	
宮崎県公安委員会 印	
<p>年 月 日、別添 1 (特定自動運行許可申請書の写し) のとおり、道路交通法第 75 条の 12 第 1 項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、道路交通法施行規則第 9 条の 22 の規定により、別添 の書類を添えて意見を聴取します。</p> <p>意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。</p>	
1	申請者の氏名又は名称
2	意見聴取の内容
取扱者の氏名及び連絡先	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

## 様式第 3 号 (第 3 条関係)

第 号 年 月 日	
特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書 (甲)	
殿	
宮崎県公安委員会 印	
<p>年 月 日、別添 1 (特定自動運行計画変更許可申請書の写し) のとおり、道路交通法第 75 条の 16 第 1 項の規定による特定自動運行計画の変更許可の申請があったので、同法第 75 条の 16 第 2 項の規定により準用する同法第 75 条の 13 第 2 項の規定により、別添 〇 〇 〇 〇 の書類を添えて意見を聴取します。つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。</p>	
1	申請者の氏名又は名称
2	意見聴取の内容
(1)	特定自動運行用自動車に自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。
(2)	特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。
(3)	特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。
取扱者の氏名及び連絡先	

備考 不要な文字は、削除すること。

様式第 4 号 (第 3 条関係)

第 号  
年 月 日

特定自動運行計画の変更許可に関する意見聴取書 (乙)

殿

宮崎県公安委員会 印

年 月 日、別添 1 (特定自動運行計画変更許可申請書の写し) のとおり、道路交通法第75条の16第 1 項の規定による特定自動運行計画の変更許可の申請があったので、道路交通法施行規則第 9 条の23第 2 項の規定により準用する同規則第 9 条の22の規定により、別添 の書類を添えて意見を聴取します。つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

## 様式第 5 号 (第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

## 報 告 等 要 求 書

殿

宮崎県公安委員会 印

道路交通法第75条の25第1項の規定により、下記の報告・資料の提出を求めます。

## 記

報 告 す べ き 事 項	
提 出 す べ き 資 料	
報 告 等 の 期 日 及 び 方 法	

様式第 6 号（第 5 条関係）

第 号 年 月 日
特定自動運行に関する指示書  殿  宮崎県公安委員会 印
道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。

住 所	
氏名又は名称	
許 可 証 番 号	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県公安委員会（宮崎県警察本部交通部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができます。

なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

## 様式第 7 号（第 6 条関係）

第 号 年 月 日	
特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書	
殿	
宮崎県公安委員会 印	
道路交通法	の規定により、別添（ の写し）のとおり、 を行うことを予定しているところ、同法第 75条の26第2項の規定により、意見を聴取します。
意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。	
期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。	
1	特定自動運行実施者の氏名又は名称
2	意見聴取の内容
上記の特定自動運行実施者に対し、	
を行うことについて、意見はあるか。	
取扱者の氏名及び連絡先	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第 8 号 (第 7 条関係)

年 月 日			
宮崎県公安委員会 殿  許可証返納届出書  届出者の住所 氏名又は名称  道路交通法施行規則第 9 条の 38 第 1 項 第 3 項 の規定により届出をします。			
住 所			
氏 名 又 は 名 称			
許可証を交付した 公安委員会の名称	宮崎県公安委員会	許可証の番号	第 号
返 納 事 由 の 発 生 年 月 日	年 月 日		
返 納 の 事 由			

備考 不要な文字 (第 1 項又は第 3 項) は横線で消すこと。

## 様式第 9 号 (第 8 条関係)

## 特定自動運行許可票

許 可 を 受 け た 者	特定自動運行実施者の 氏 名 又 は 名 称 (法人にあってはその 代表者の氏名)	
	特 定 自 動 運 行 の 経 路	
	特 定 自 動 運 行 を 行 う 日 及 び 時 間 帯	
	特定自動運行を行うための 前提となる気象の状況	
	特定自動運行を行うための 前提となる道路の構造並び に特定自動運行及び特定自 動運行が終了した場合に講 じられる措置が他の交通に 及ぼす影響の程度	
	許 可 年 月 日	
備 考 (公安委員会が必要と 認める事項を記載)		
許可をした公安委員会		公安委員会

様式第10号 (第8条関係)

特定自動運行に係る取消処分票

被 処 分 者	特定自動運行実施者の 氏名又は名称 (法人にあってはその 代表者の氏名)	
	特定自動運行の経路	
	特定自動運行を行う日 及び時間帯	
	取 消 年 月 日	
	備 考 (公安委員会が必要と 認める事項を記載)	

## 様式第11号 (第8条関係)

## 特定自動運行許可証返納票

許 可 を 受 け た 者	特定自動運行実施者の 氏 名 又 は 名 称 (法人にあってはその 代 表 者 の 氏 名 )	
	特 定 自 動 運 行 の 経 路	
	特 定 自 動 運 行 を 行 う 日 及 び 時 間 帯	
	許 可 が 失 効 し た 年 月 日	
備 考 (公安委員会が必要と 認める事項を記載)		

遠隔操作型小型車の届出等に関する取扱規則をここに公布する。

令和7年9月8日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

宮崎県公安委員会規則第10号

遠隔操作型小型車の届出等に関する取扱規則

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の規定に基づき、宮崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する遠隔操作型小型車の届出に関する事務手続その他必要な事項を定めるものとする。

（届出番号等の通知）

第2条 公安委員会は、法第15条の3第1項の規定による届出を受けたときは、届出者に対して同条第3項の規定による届出者を識別するための番号、記号その他の符号（以下「届出番号等」という。）を口頭又は届出番号等を記載した書面の交付により通知するものとする。

。

（報告又は資料の提出要求）

第3条 法第15条の5第1項の規定による必要な報告又は資料の提出要求は、報告等要求書（別記様式第1号）を当該遠隔操作型小型車の使用者に交付して行うものとする。

（指示）

第4条 法第15条の6の規定による指示（以下「指示」という。）は、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書（別記様式第2号）を当該遠隔操作型小型車の使用者に交付して行うものとする。

（本部長への委任）

第5条 この規則の施行について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第 1 号 (第 3 条関係)

第 号  
年 月 日

報告等要求書

殿

宮崎県公安委員会 印

道路交通法第15条の5第1項の規定により、下記の報告・資料の提出を求めます。

記

報告すべき事項	
提出すべき資料	
報告等の期日及び方法	

様式第 2 号 (第 4 条関係)

	第 号 年 月 日
遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書  殿  宮崎県公安委員会 印  道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。	
住 所	
氏名又は名称	
届出番号等	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	
<p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県公安委員会（宮崎県警察本部交通部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会となります。）、取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができます。</p> <p>なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。</p>	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。